

池田町創造館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、創作活動及び芸術文化活動の拠点施設として、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、池田町創造館（以下「創造館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 創造館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 池田町創造館

位置 池田町大字会染7770番地

(事業)

第3条 創造館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 町民の文化芸術活動の普及及び振興に関すること
- (2) 池田町立美術館と連携した芸術振興に努めること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、創造館の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 創造館の管理は、法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 指定管理者は、池田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年池田町条例第15号）第6条第1項の規定によるものであって、かつ、創造館の設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 創造館の利用許可に関する業務
- (2) 創造館の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (3) 創造館の運営に関する業務のうち、町長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く事業

(開館時間及び休館日)

第6条 創造館の開館時間および休館日は次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と

認めるときはこれを変更することができる。

(1) 火曜日から日曜日まで（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日（平日でない場合は、その日以後で最も近い平日）に当たるときを除く）は、午前9時に開館し、午後9時30分に閉館する。

(2) 土曜日と日曜日については、午後5時以降に貸館の予定が無い場合、午後5時に閉館とする。

(3) 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（平日でない場合は、その日以後で最も近い平日）及び12月29日から1月3日までは休館日とする。

2 指定管理者は、特に必要があると認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、創造館の開館時間及び休館日を変更することができる。

（使用許可の届出）

第7条 創造館を使用する者は、教育委員会又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

2 教育委員会又は指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 創造館の施設、設備、備品、展示資料又は作品を棄損する行為

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

(3) 他の利用者に支障を来す行為

3 教育委員会又は指定管理者は、第1項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第8条 創造館の施設等を利用しようとする者で、前条第1項の許可を受けたものは、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、町長の定める基準に従い使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし町長又は指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用の停止）

第11条 教育委員会又は指定管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは使用の停止又は許

可の取消しをすることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 利用申請に偽りがあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) その他創造館の使用に関し不適當な行為があると認められるとき。

2 前項の処置により使用者が損失を受けることがあっても町及び指定管理者はその責を負わないものとする。

(賠償責任)

第12条 故意又は過失により施設及び物品をき損又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、これを減額し又は免除することができる。

(委任等)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

◆施設使用料

区分		単位	1時間
創造館	多目的ホール	1時間	500円
	教室1～6	1時間	250円
	ロビー	1時間	500円

付記 冠婚葬祭で全館使用する場合は本表を適用せず、1日を1回とし、20,000円を徴収する。

◆光熱水費等使用料

区分	1時間又は1回	
ガス(又はIHC)使用料(湯茶程度は除く)	1回当り	500円
冷暖房器具使用料 ボイラー(多目的ホール)	1時間当り	1,000円
〃 その他の冷暖房器具	1台 1時間当り	200円

◆設備器具使用料

区分		単位	1回
創造館	可動席	一式	1,000円
	音響設備	一式	1,000円
	舞台証明	一式	1,000円
	スポットライト	1台	500円
	映像設備	一式	1,000円
	調理器具	一式	700円
	什器類	1人	30円
	グランドピアノ	1台	1時間 1,000円
	電気器具等持ち込み料	1台	200円